

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年8月9日
【四半期会計期間】	第95期第1四半期（自平成24年4月1日至平成24年6月30日）
【会社名】	東京特殊電線株式会社
【英訳名】	TOTOKU ELECTRIC CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 立川 直臣
【本店の所在の場所】	東京都港区新橋六丁目1番11号
【電話番号】	03(5860) 2121
【事務連絡者氏名】	経理部長 古幡 篤司
【最寄りの連絡場所】	東京都港区新橋六丁目1番11号
【電話番号】	03(5860) 2121
【事務連絡者氏名】	経理部長 古幡 篤司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第94期 第1四半期連結 累計期間	第95期 第1四半期連結 累計期間	第94期
会計期間	自平成23年 4月1日 至平成23年 6月30日	自平成24年 4月1日 至平成24年 6月30日	自平成23年 4月1日 至平成24年 3月31日
売上高 (百万円)	6,321	5,177	26,899
経常利益又は経常損失 () (百万円)	161	63	314
四半期純利益又は 四半期(当期)純損失 () (百万円)	746	211	3,192
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	76	203	2,568
純資産額 (百万円)	3,254	4,583	4,424
総資産額 (百万円)	23,302	20,795	21,736
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期(当期)純損失金額 () (円)	16.91	3.11	71.92
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	2.44	-
自己資本比率 (%)	10.7	18.9	17.1

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含んでおりません。

3. 第94期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失が計上されており、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

第94期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更があった事項は、次のとおりであります。

前事業年度の有価証券報告書における事業等のリスク「借入金の財務制限条項について」に記載した財務制限条項が付された借入金についてのリスクは、平成24年6月29日付でシンジケート方式による金銭消費貸借契約に基づく借入金を完済したことにより消滅しております。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間における国内経済は復興需要等を背景として堅調な動きがみられましたが、欧州では政府債務危機による財政不安が深刻化しており、またアジア経済は減速傾向がみられること及び円高の長期化等により不安定な状況のうちに推移いたしました。

このような経営環境の中、当社グループは、利益体質への変革を図るべく、前期より不採算事業・不採算製品からの撤退を行い、一方、特長ある技術開発力を活かした製品の開発、品質向上、原価低減策及び固定費削減を推進してまいりました。

当第1四半期連結累計期間の連結業績につきましては、売上高は、光関連事業からの撤退及びタイの製造子会社の洪水被害による操業一時停止等により前年同期比11億4千4百万円減少し51億7千7百万円となりました。営業損益は、原価低減策を推進し収益改善に取り組んだことにより、前年同期比2億1百万円好転し7千2百万円の営業利益となりました。経常損益は、為替による影響は前年同期の為替差損1千4百万円から3千6百万円好転して2千2百万円の為替差益となり、また支払利息は前年同期比で2千万円減少して5千9百万円となったこと等により、前年同期比2億2千4百万円好転して6千3百万円の経常利益となりました。四半期純損益は、前年度は台湾の持分法適用関係会社の一部株式を巻線事業譲渡先である古河マグネットワイヤ株式会社へ譲渡したことによる関係会社株式売却損5億円等を計上しましたが、当期は、そうした要因がないことに加え経常損益の好転及びタイの製造子会社の洪水被害に対する保険金収入で1億7千6百万円を計上したことにより前年同期比9億5千7百万円好転して2億1千1百万円の四半期純利益となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

(光・電線・デバイス)

ケーブル・配線材は、ノートパソコンの変圧器に使用される三層絶縁電線及びセンサー用の光コードは堅調でしたが、通信ケーブル及び一般ケーブルの受注量は減少しました。また、光関連事業及び液晶テレビ用内部配線材LVDSケーブルは、不採算事業・不採算製品のため、昨年度撤退しました。ヒータ関連製品は、自動車向けのシート用ヒータが好調で売上高は増加し、フレキシブルフラットケーブルは、プリンター用が好調で売上及び利益に貢献しました。線材加工品は、半導体検査治具に使用されるコンタクトプローブは減少し、光ピックアップレンズの懸架に使用されるサスペンションワイヤも家電業界の低迷により減少しました。ハードディスクドライブ用コイル加工品は、タイの製造子会社の洪水被害による操業一時停止及び一部工場縮小により売上高は減少しましたが、フィリピンの製造子会社の増産及び関連部品の内製化によるコストダウン効果により損益面では大幅に好転しました。この結果、光・電線・デバイス全体では、売上高は、前年同期比12億9千1百万円減少して37億4千9百万円となりましたが、セグメント損益は、前年同期比2億1千8百万円好転して1億5千1百万円の利益となりました。

(情報機器)

医用画像表示用高精細ディスプレイは、北米及び欧州向けは全般的な需要低下により売上高は減少し、今後の伸長が見込まれるアジア向けも低迷しましたが、国内市場は前年同期に比較して増加しました。また、主として国内市場向けの産業用ディスプレイは、ほぼ横ばいの状態で推移しました。自動車用基板加工は、震災復興による需要の増加及びエコカー補助金制度により自動車産業の生産が拡大し、売上高は増加しました。損益面においては、自動車用基板加工は受注増加により好転したもののディスプレイの売上高減少が大きく影響し損益を圧迫しました。この結果、情報機器の売上高は、前年同期比1億5千5百万円増加して11億8千5百万円となりましたが、セグメント損益は、前年同期比1千9百万円悪化して4千2百万円の損失となりました。

(その他)

運送事業において、売上高は、輸送量及び整備業務の減少により前年同期比8百万円減少して2億4千2百万円となりましたが、輸送効率の改善及び経費削減等、コスト低減策の実施によりセグメント損益は、前年同期比9百万円好転して9百万円の利益となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における研究開発活動の金額は、8千万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動に重要な変更はありません。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当社グループといたしましては、これまで取り組んできた事業構造改革を推進し、損益重視の方針のもと、厳しい事業環境においても利益を確保できる企業体質の構築を図ってまいります。

選択と集中を基本に、電線事業を基幹事業と位置づけ、またデバイス事業を注力事業と位置付けて、これまで一部不採算製品の絞込みと注力製品への経営資源の集中化によって、収益力の向上に努めてまいりましたが、今後も更に電線事業においては、今後伸ばす製品について一層の拡販と徹底した原価低減を図るとともに、当社の独自技術により高速伝送、低損失、高耐熱等に優れた製品の開発と新規拡販を推進するとともに、デバイス事業においても長年培った素材技術、精密加工技術等を活かした線材加工品やコイル加工品に重点を置き、既存の市場のみならず、新市場を開拓して事業拡大を図ってまいります。これら事業に関連する海外生産拠点においては、中国、インドネシアにある子会社において、生産性向上、品質向上、原価低減を図り、また、価格面やデリバリー面等において、より一層お客様のニーズに応えるべく生産体制の拡充を図り売上拡大につなげてまいります。

ハードディスク用コイル加工品事業については、タイ国にある生産子会社が洪水により生産停止を余儀なくされ全面的な復旧が困難な状況となったこと等厳しい事業環境の変化を勘案し、事業売却等も視野に入れ事業構造改革を継続実施してまいります。

医用画像表示用等のディスプレイ事業においては、当社及び関係する子会社とが一体となって新製品開発及び品質向上を図りお客様のニーズに応えるとともに、今後の国内外におけるメディカル市場の動向を見据え、事業戦略及び販売戦略を再構築しシェアアップと事業の拡大を図ってまいります。

各事業において市場環境は厳しく予断を許しませんが、当社の特長ある技術を活かした製品、市場ニーズに対応した製品の開発と拡販に注力するとともに原価管理、原価低減の徹底、ものづくり力の向上、固定費削減及び経費削減等も継続して取り組むなど、全社一丸となって収益力を高め、事業の拡大並びに企業価値の向上につなげてまいり所存であります。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	176,000,000
A種優先株式	1,850
計	176,001,850

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成24年8月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	68,087,883	68,087,883	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 1,000株
A種優先株式 (当該優先株式は行使 価額修正条項付新 株予約権付社債券等 であります。)	1,850	1,850	非上場	単元株式数 1株 (注)
計	68,089,733	68,089,733		

(注) 1.行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

- (1) 普通株式の株価の下落により取得価額が下方に修正された場合、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加します。
- (2) 取得価額の修正の基準及び頻度
修正の基準
東京証券取引所の終値(先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の終値の平均値)の90%
修正の頻度
平成27年9月30日以降の毎年3月末日及び9月末日
- (3) 取得価額の下限及び取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
取得価額の下限
当初取得価額である平成27年3月31日時点の、株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値の50%に相当する額
取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
なし
- (4) 当社の決定による本優先株式の全部の取得を可能とする旨の条項はありません。

2.行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。

- (1) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
該当事項はありません。
- (2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
該当事項はありません。
- (3) 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容
当社の知る限り、当該取決めはありません。
- (4) その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項はありません。

3. A種優先株式の内容は次のとおりであります。

1 剰余金の配当

(1) A種優先期末配当金

当社は、定款第44条に定める期末配当金の支払いをするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記(2)に定める配当率(以下「A種優先配当率」という。)を乗じて算出した額の金銭(円単位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。)(以下「A種優先配当基準金額」という。)の配当をする。但し、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して下記(3)に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を配当するものとする(以下、当社が上記の規定に従い期末配当金としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に支払う額を「A種優先期末配当金」という。)

(2) A種優先配当率

A種優先配当率 = 日本円TIBOR(6ヶ月物) + 1.0%

なお、A種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。上記の算式において「日本円TIBOR(6ヶ月物)」とは、各事業年度の初日(但し、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日)(以下「A種優先配当率決定日」という。)の午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフワード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。当該日時に日本円TIBOR(6ヶ月物)が公表されていない場合は、A種優先配当率決定日(当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直前のロンドンにおける銀行営業日)において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オフワード・レート(ユーロ円LIBOR6ヶ月物(360日ベース))として、英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずると認められる数値を、日本円TIBOR(6ヶ月物)に代えて用いるものとする。但し、日本円TIBOR(6ヶ月物) + 1.0%が10%を超える場合には、A種優先配当率は10%とする。

(3) A種優先中間配当金

当社は、定款第45条に定める中間配当金の支払いを行うときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先配当基準金額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭(以下「A種優先中間配当金」という。)を支払うものとする。

(4) 非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がA種優先配当基準金額の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先期末配当金及びA種優先中間配当金の他は、剰余金を配当しない。

2 残余財産の分配

(1) A種優先残余財産分配金

当社の残余財産の分配をするときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を支払う。

(2) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。

3 議決権

A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

4 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求期間

平成27年4月1日以降平成37年3月30日までとする。

(2) 取得価額

当初取得価額は、平成27年3月31日時点の、株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含み、以下同様とする。)とし、平成27年3月31日に終値のない場合には、平成27年3月31日に先立つ直近の終値とする。

(3) 取得価額の修正

取得価額は、平成27年9月30日以降、毎年3月末日及び9月末日(但し、同日が営業日でない場合には、その前営業日とし、以下「修正基準日」という。)に当該修正基準日における時価(以下に定義される。)の90%(円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に相当する額に修正される(以下かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)

但し、修正後取得価額が当初取得価額の50%に相当する額(但し、下記(4)に規定する事由が生じた場合、下記(4)に準じて調整されるものとし、以下「下限取得価額」という。)を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とし、修正後取得価額が当初取得価額の100%に相当する額(但し、下記に規定する事由が生じた場合、下記(4)に準じて調整されるものとし、以下「上限取得価額」という。)を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とする。

修正基準日における時価は、各修正基準日に先立つ45取引日目(以下本(3)において「時価算定期間の開始日」という。)に始まる連続する30取引日(以下本(3)において「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。また、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とし、時価算定期間のいずれの日においても当社の普通株式の普通取引の終値がない場合には、時価算定期間の開始日に先立つ直近の終値とする。なお、時価算定期間の開始日以降、転換請求がなされた日(同日を含む。)までの間に下記(4)に規定する事由が生じた場合、上記の終値は下記(4)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

(4) 取得価額等の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおりその時点において適用される取得価額、下限取得価額及び上限取得価額(以下「取得価額等」という。)を調整する。但し、本(4)は、現にA種優先株式を発行している場合に限り適用される。

普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額等を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額等} = \text{調整前取得価額等} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額等は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降これを適用する。

普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額等を調整する。

$$\text{調整後取得価額等} = \text{調整前取得価額等} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(4)において同じ。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額等調整式」という。)により取得価額等を調整する。調整後取得価額等は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額等} = \text{調整前取得価額等} \times \frac{\text{（発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式の数）} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{\text{（発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本(4)において同じ。))に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本(4)において同じ。))に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額等調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額等とする。調整後取得価額等は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日、以下本において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額等調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額等とする。調整後取得価額等は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本による取得価額等の調整は、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記及びのいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額等、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額等の調整を適切に行うものとする。
合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額等の調整を必要とするとき。
前記のほか、普通株式の発行済株式の総数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額等の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額等の調整に際して計算が必要な場合は、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額等調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額等を適用する日に先立つ45取引日(以下本(d)において「時価算定期間の開始日」という。)に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とし、そのいずれの日においても当社の普通株式の普通取引の終値がない場合には、時価算定期間の開始日に先立つ直近の終値とする。
- (e) 取得価額等の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額等と調整前取得価額等との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額等の調整はこれを行わない。

5. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、A種転換請求期間中に前項、第15項に定める取得請求権の行使又は次項に定める取得条項の発動のなかったA種優先株式の全部(但し、当社によって保有されるものを除く。)を、A種転換請求期間の末日の翌日(当該日が営業日でない場合には、その直後の営業日。)が到来することをもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当社は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、かかるA種優先株式の数に、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じて得られる額を、A種転換請求期間の末日にA種優先株主が転換請求をしたものとみなして修正後取得価額として計算される額で除して得られる数の普通株式をA種優先株主に対して交付するものとする。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

6. 金銭を対価とする取得条項

- (1) 当社は、平成28年4月1日以降いつでも、当社取締役会が別に定める日(以下、「金銭対価取得日」という。)が到来することをもって、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して金銭対価取得日の30営業日以上60営業日前に書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、取得の対象となるA種優先株式が金銭対価取得日に当社以外の者に保有されていることを条件として、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる。
この場合、当社は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、下記(3)に定める額(以下「強制償還価額」という。)の金銭をA種優先株主に対して交付するものとする。なお、A種優先株式の一部を取得するとき、按分比例の方法による。
なお、金銭対価取得日の決定後も金銭対価取得日の到来までは、転換請求を行うことは妨げられないものとする。
- (2) 日本において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行(国際財務報告基準その他の公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものを含み、以下総称して「会計基準等」という。)の適用(当社に適用される法令又は規則により当該会計基準等の適用を義務づけられたために当該会計基準等を適用する場合であるか、当社に適用される法令又は規則により当該会計基準等の適用が許容されたため当社が任意に当該会計基準等を適用した場合であるかを問わない。)により、当社が当社の連結財務諸表(連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条第1項に定める財務諸表をいう。)における連結貸借対照表上、又は財務諸表(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条第1項に定める財務諸表をいう。)における貸借対照表上、A種優先株式を純資産として計上することができなくなった場合にも、(1)と同様とする。

(3) 強制償還価額

強制償還価額は、A種優先株式1株につき、その払込金額相当額(但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に1.1を乗じて得られる額に当該金銭対価取得日が属する事業年度に適用されるA種優先配当基準金額に当該金銭対価取得日が属する事業年度に属する4月1日(当日を含む。)から当該金銭対価取得日(当日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(円単位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げる。)を加えた金額から、当該金銭対価取得日が属する事業年度において支払われた、又は第9項(3)の規定に基づき取締役会において支払われる旨の決議のあったA種優先中間配当金の額を控除した金額とする。

7. 金銭を対価とする取得請求権

(1) A種優先株主は、平成28年4月1日以降いつでも、当社に対し、30営業日以上60営業日前に書面による通知(以下本項において「事前通知」という。)を行うことにより、事前通知内で取得日(営業日に限る。以下「金銭対価取得請求日」という。)を指定した上で、金銭対価取得請求日の到来及び金銭対価取得請求(以下に定義する。)の対象となるA種優先株式を金銭対価取得請求日に保有していることを条件として自己の有するA種優先株式の全部又は一部を金銭を対価として取得することを請求することができる(かかる請求を、以下「金銭対価取得請求」という。)。なお、事前通知後も金銭対価取得請求日の到来までは、転換請求を行うことは妨げられないものとする。

金銭対価取得請求があった場合、当社は、A種優先株主が当該金銭対価取得請求をしたA種優先株式を取得すると引換えに、金銭対価取得請求日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、A種優先株主に対して、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に当該金銭対価取得請求日が属する事業年度に適用されるA種優先配当基準金額に当該金銭対価取得請求日が属する事業年度に属する4月1日(当日を含む。)から当該金銭対価取得請求日(当日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(円単位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げる。)を加えた金額から、当該金銭対価取得請求日が属する事業年度において支払われた、又は第9項(3)の規定に基づき取締役会において支払われる旨の決議のあったA種優先中間配当金の額を控除した金額に、取得請求に係るA種優先株式の数を乗じた金額を交付するものとする。但し、分配可能額を超えてA種優先株主から取得請求があった場合には、取得すべきA種優先株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 金銭対価取得請求受付場所

東京都港区新橋六丁目1番11号

東京特殊電線株式会社

(3) 金銭対価取得請求の効力発生

金銭対価取得請求の効力は、金銭対価取得請求日に発生する。

8. 金銭を対価とする取得条項と金銭を対価とする取得請求権の優先順位

前二項の規定に基づく取得の対象となるA種優先株式に係る金銭対価取得日と金銭対価取得請求日が同日であり、かつ前二項の規定に基づく取得の対象となるA種優先株式が重複する場合には、当該取得の対象となるA種優先株式のうち重複するA種優先株式については、第14項の定めにかかわらず第14項に基づく取得は行われず、第15項に基づく取得のみが行われるものとする。

9. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

(1) 当社は、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

(2) 当社は、A種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

10. 譲渡制限

譲渡によるA種優先株式の取得については、当社取締役会の承認を要する。

11. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

12. 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成24年6月27日 (注)		68,089,733		1,925	1,023	901

(注) 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振替えたものであります。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成24年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成24年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 1,850		(注)1
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 109,000		
完全議決権株式(その他)(注)2	普通株式 67,791,000	67,791	
単元未満株式(注)3	普通株式 187,883		
発行済株式総数	68,089,733		
総株主の議決権		67,791	

(注)1 A種優先株式の内容は、(1)株式の総数等 発行済株式(注)に記載しております。

2 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義株式1,000株(議決権1個)が含まれております。

3 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式587株が含まれております。

【自己株式等】

平成24年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式 数の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 東京特殊電線株式会社	東京都港区新橋 六丁目1番11号	109,000	-	109,000	0.16
計		109,000	-	109,000	0.16

2 【役員の状況】

該当事項ははあります。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,281	4,527
受取手形及び売掛金	6,136	5,334
たな卸資産	1,669	1,833
繰延税金資産	32	45
その他	1,650	1,101
貸倒引当金	26	28
流動資産合計	13,744	12,813
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	9,607	9,674
機械装置及び運搬具	11,675	11,813
工具、器具及び備品	3,374	3,473
土地	2,253	2,254
その他	326	393
減価償却累計額	20,944	21,151
有形固定資産合計	6,292	6,457
無形固定資産		
	87	86
投資その他の資産		
投資有価証券	1,309	1,121
繰延税金資産	49	56
その他	303	310
貸倒引当金	50	50
投資その他の資産合計	1,612	1,437
固定資産合計	7,992	7,981
資産合計	21,736	20,795

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,522	3,658
短期借入金	3,140	4,499
1年内返済予定の長期借入金	3,269	2,481
未払法人税等	89	58
未払費用	910	681
事業構造改革引当金	33	33
その他	565	714
流動負債合計	12,529	12,126
固定負債		
長期借入金	2,016	1,378
環境対策引当金	1,076	1,076
退職給付引当金	1,427	1,439
その他	262	192
固定負債合計	4,782	4,086
負債合計	17,311	16,212
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,925	1,925
資本剰余金	4,073	901
利益剰余金	1,303	2,079
自己株式	20	20
株主資本合計	4,674	4,885
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	16	185
為替換算調整勘定	939	776
その他の包括利益累計額合計	956	961
少数株主持分	706	659
純資産合計	4,424	4,583
負債純資産合計	21,736	20,795

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
売上高	6,321	5,177
売上原価	5,667	4,385
売上総利益	653	791
販売費及び一般管理費	783	719
営業利益又は営業損失()	129	72
営業外収益		
受取利息	1	1
受取配当金	11	11
為替差益	-	22
持分法による投資利益	39	2
その他	22	24
営業外収益合計	74	61
営業外費用		
支払利息	79	59
為替差損	14	-
その他	13	9
営業外費用合計	106	69
経常利益又は経常損失()	161	63
特別利益		
固定資産売却益	0	11
保険金収入	-	176 ¹
事業譲渡益	45	-
関係会社株式売却益	4	-
投資有価証券売却益	4	-
持分変動利益	2	-
その他	2	-
特別利益合計	58	187
特別損失		
固定資産除却損	5	1
関係会社株式売却損	500 ²	- ²
特別損失合計	505	1
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	608	249
法人税、住民税及び事業税	128	36
法人税等調整額	6	13
法人税等合計	121	23
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失()	730	226
少数株主利益	16	14
四半期純利益又は四半期純損失()	746	211

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	730	226
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	23	186
為替換算調整勘定	65	162
持分法適用会社に対する持分相当額	764	1
その他の包括利益合計	806	23
四半期包括利益	76	203
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	57	205
少数株主に係る四半期包括利益	18	2

【会計方針の変更】

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これによる当第1四半期連結累計期間の損益に及ぼす影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
受取手形割引高	20百万円	31百万円
受取手形裏書譲渡高	28	30

2 手形債権流動化に伴う遡及義務額

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
手形債権流動化に伴う遡及義務高	36百万円	-百万円

3 偶発債務

当社の連結子会社である東特(浙江)有限公司は、当社との取引に関し、中国税務当局による移転価格税制に関わる調査を受けておりますが、調査の最終的な結果は得られておりません。現時点において、その調査により生ずるかもしれない影響額を合理的に見積もることは困難であります。したがって、当該事象による影響は連結財務諸表には反映されております。

(四半期連結損益計算書関係)

1 保険金収入

タイ子会社の洪水被害に対する保険金請求額のうち当第1四半期連結累計期間に受取額が確定した部分を計上しております。

2 関係会社株式売却損

栄星電線工業股?有限公司株式の売却に伴うものであり、以下の2項目の合計金額を計上したものであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
売却価額と持分額との差額	35百万円	-百万円
同社株式売却に伴う為替換算調整勘定取崩損失	536	-
	500	-

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
減価償却費	264百万円	200百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

配当に関する事項

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

1. 配当に関する事項

該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

平成24年6月27日開催の定時株主総会決議に基づき、資本準備金1,023百万円を減少し、その他資本剰余金に振り替えるとともにその他資本剰余金のうち3,172百万円を繰越利益剰余金に振り替え、欠損の填補を行いました。

この結果、当第1四半期連結会計期間において資本剰余金が3,172百万円減少し、利益剰余金が3,172百万円増加しました。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	光・電線・ デバイス	情報機器	計		
売上高					
外部顧客への売上高	5,040	1,030	6,070	250	6,321
セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,293	1,060	2,353	71	2,425
計	6,334	2,090	8,424	321	8,746
セグメント損失()	67	23	90	0	90

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、運送事業及びサービス業務受託事業等を含んでおります。

2. 報告セグメントの損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容

(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	90
「その他」の区分の利益	0
セグメント間取引消去	5
全社費用(注)	44
四半期連結損益計算書の営業損失()	129

(注)全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

当第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	光・電線・ デバイス	情報機器	計		
売上高					
外部顧客への売上高	3,749	1,185	4,935	242	5,177
セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,311	1,251	2,562	42	2,604
計	5,061	2,436	7,497	284	7,782
セグメント利益又は損失()	151	42	108	9	118

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、運送事業及びサービス業務受託事業等を含んでおります。

2. 報告セグメントの損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容
 (差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	108
「その他」の区分の利益	9
セグメント間取引消去	0
全社費用(注)	46
四半期連結損益計算書の営業利益	72

(注)全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()	16円91銭	3円11銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額() (百万円)	746	211
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額() (百万円)	746	211
普通株式の期中平均株式数(株)	44,150,173	67,934,300
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-	2円44銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	18,877,551
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失が計上されており、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 8 月 9 日

東京特殊電線株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 賢一 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 村山 孝 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東京特殊電線株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東京特殊電線株式会社及び連結子会社の平成24年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。